

準備はお早めに!

確定申告

■問合せ 税務財政課税務グループ
☎74-3003

確定申告が 必要な方

① 営業、不動産所得などがある方で、所得税額が生じる方

② 年末調整をしていない、または内容を変更するなど所得税の精算が必要な方

③ 年末調整済みだが、他に20万円を超える所得がある方など

※税制改正で公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の各種所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要となりましたが、所得控除(扶養控除や医療費控除など)を追加する場合は、住民税の申告が必要となりますので注意してください。

国民健康保険 加入者の方

世帯の総所得が一定額以下のとき、国民健康保険税が減額されます。平成28年の収入がなかった方、非課税収入(遺族年金、障害年金など)だけであった方は、住民税の

申告をしないと国民健康保険税が減額となりませんので、忘れずに申告しましょう。必ず印鑑を持参してください。

申告の際に 持参するもの

■ 共通

・ 収入がわかるもの(給与・年金の方は源泉徴収票の原本(コピー不可))

・ 印鑑

・ マイナンバーカードなどの本人確認書類

◆ 還付申告の場合

申告者名義の預貯金口座がわかるもの(通帳など)

■ 各種所得控除

・ 社会保険料控除(健康保険、任意継続、国民年金、介護保険などの領収書や証明書)
・ 生命、地震保険料控除(生命、地震保険控除証明書)
・ 障害者控除(障害者手帳など)
・ 配偶者特別控除(配偶者の収入がわかるもの)
・ 医療費控除(病院・薬局の領収書(受診者別、病院・

＼ 今年の確定申告から /

マイナンバーの記載が必要です!!

マイナンバー制度の導入に伴い、確定申告手続などには

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示
及び写しの添付
123...
が必要です。

本人確認書類

・ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方
マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認が可能
・ マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類

＜本人のマイナンバーを確認できる書類＞

・ 通知カード
・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)
などのうちいずれか1つ

身元確認書類

＜マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類＞

・ 運転免許証
・ 公的医療保険の被保険者証
・ パスポート
などのうちいずれか1つ

薬局ごとにまとめたもの、医療費の明細書(領収書を集計し、記入したもの)、介護保険施設などが発行する医療費控除対象分の利用料領収証
◆ 窓口での明細書作成は時間がかかり混雑しますので、事前にご自身で作成するなど、ご協力をお願いします。
● 医療費控除について
前年中に、自己または生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その合計額が10万円か総所得金額などの5%のいずれか低い額を超えた額が「医療費控除額」となります。保険金や高額療養費などで補てんされた金額は、支払った医療費から除きます。医療費控除は所得控除のひとつであり、医療費そのものを返すものではありません。

